

令和7年度前橋市優良従業員表彰実施要綱

1 目的

市内の事業所等の従業員で同一事業所等に20年以上勤務し、かつ勤務成績優秀で企業の振興発展に著しく貢献した者を表彰し、従業員の技術向上及び勤労意欲の高揚を図り、経営の合理化や本市産業の振興を図ることを目的とする。

2 主催

前橋市・前橋商工会議所・前橋東部商工会・富士見商工会

3 表彰形式

- (1) 式典は開催せず、事業所等の各所で表彰式を実施する。
- (2) 賞状については、引換期間中、引換場所にて受渡しすることとする。

4 引換期間

令和7年12月1日（月）～12月5日（金） 午前9時～午後5時

5 引換場所

事業所が属する加盟団体（1）～（3）にて引き換えを行う。どこにも属さない場合は、（4）前橋市役所産業経済部産業政策課にて引き換えを行う。

なお、複数加盟している場合は、申請書を提出した場所にて引き換えを行う。

- (1) 前橋商工会議所 経営支援部

前橋市日吉町一丁目8-1 TEL 234-5115

- (2) 前橋東部商工会

鼻毛石町1426-1 TEL 283-2422

- (3) 富士見商工会

富士見町小暮104-1 TEL 288-2593

- (4) 前橋市役所 産業経済部 産業政策課 6階窓口

前橋市大手町二丁目12-1 TEL 027-898-6985

6 表彰基準（令和7年12月1日現在の在職見込み）

市内の事業所等の従業員のうち、同一事業所等に20年以上勤務し、かつ企業内の合理化・省力化・技術改善・新製品開発・販路開拓・サービス向上等に取り組み、その結果当該事業所等の発展に著しく貢献する等、勤務成績優秀で他の模範となる者とする。ただし、自営業者や企業の経営者・役員、及びその家族（兄弟、配偶者、

子等)、令和4年度以降に同じ表彰を受けた者を除く。

7 表彰該当者の推薦

(1) 推薦方法

各事業所等において、表彰に該当する者がある場合は当該事業所等の代表者、又はその事業所等が所属する同業団体の代表者が推薦する。

(2) 提出書類

該当者すべてが記入されている推薦書

(3) 推薦書の提出先(次のうちいずれか1か所、メールも可)

○前橋市 産業政策課 雇用促進係(大手町二丁目12-1 前橋市役所6階)

TEL 898-6985 / FAX 224-1188

Mail: kougyou@city.maebashi.gunma.jp

○前橋商工会議所 経営支援部(日吉町一丁目8-1)

TEL 234-5115 / FAX 234-8031

Mail: keieishienbu@maebashi-cci.or.jp

○前橋東部商工会(鼻毛石町1426-1)

TEL 283-2422 / FAX 283-7103

Mail: maeto-s@myg.or.jp

○富士見商工会(富士見町小暮104-1)

TEL 288-2593 / FAX 288-4889

Mail: fujimi-shoko@dune.ocn.ne.jp

(4) 推薦書の提出期限

令和7年10月31日(金) (厳守)

8 表彰者の決定

(1) 被表彰者は、主催者において決定する。

(2) 決定通知については、概ね令和7年11月中旬頃までに推薦者(事業所等、組合等団体)宛に送付するものとする。

9 表彰式

(1) 日程は各事業所等が設定する。

(2) 各事業所等の代表者等が主催者からの「激励の言葉」を代読する。

(3) 各事業所等の代表者等が賞状を授与する。